

<報道発表資料>

令和5年6月15日

インターネットカフェ等の事業者への訪問による状況確認の実施 ～「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」～

埼玉県及び埼玉県警察本部は、インターネットカフェ等の約90店舗を対象に、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」に基づいた状況確認を実施します。

その第1回目として、県、警察本部、地元警察署が合同で川口市内の店舗を訪問し、店舗の防犯対策や従業員等の安全確保のために必要な措置が取られているかについて確認します。

※ 「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」

インターネット等の事業者に対する店舗における従業員等の安全を確保することを目的に、埼玉県防犯のまちづくり推進条例第18条第3項に基づき、令和5年4月1日に策定、公表

●状況確認の概要

1 日 時

令和5年6月16日（金）10時00分～11時00分

2 場 所

川口市並木2丁目1番1号 フェストビル5階

自遊空間SELF西川口駅前店

3 参加者

- (1) 埼玉県（防犯・交通安全課）
- (2) 埼玉県警察本部（生活安全総務課、川口警察署等）
- (3) 株式会社ランシステム（自遊空間SELF西川口駅前店）

4 状況確認事項

「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」に基づき、防犯に係る責任者の設置、従業員に対する防犯に係る指導、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備その他必要な措置について状況確認を実施します。